

## 企業買収時の自己申告が奏功——米司法省、M&amp;A ポリシー初適用で不起訴へ

北米ニューズレター

2025 年 7 月 16 日号

執筆者:

[安部 立飛](#)[ha.abe@nishimura.com](mailto:ha.abe@nishimura.com)

## 1. はじめに

米国司法省（DOJ : United States Department of Justice）は、2025 年 6 月 16 日、White Deer Management LLC（以下「ホワイト・ディア社」といいます。）及びその関連会社（ホワイト・ディア社と総称して以下「ホワイト・ディア社ら」といいます。）に対し、制裁法や輸出管理規程等への違反行為に関して不起訴を決定したと公表しました（以下「本不起訴決定」といいます。）<sup>1</sup>。

本不起訴決定は、米国司法省（の国家安全保障局（NSD : National Security Division））が、「国家安全保障局におけるビジネス組織に対する執行ポリシー（NSD Enforcement Policy for Business Organizations）」<sup>2</sup>に含まれる「M&A ポリシー（M&A Policy）」に基づいて不起訴決定を行った初めての事例です<sup>3</sup>。本事例は、米国司法省が、M&A ポリシーの下で、買収企業が買収対象企業の潜在的なコンプライアンス違反を積極的に調査、申告、そして、是正する姿勢を示すことで得られるインセンティブを実践的に示したものと言えます。

本稿では、M&A ポリシーの概要と共に本不起訴決定の内容について紹介した上で、米国企業の買収において今後実務上特に留意すべきポイントについて解説します。

## 2. M&A ポリシーの概要

米国司法省は、米国内における M&A の実施に際して、買収対象企業のコンプライアンス状況を適切に調査することの重要性を、これまでも様々な場面で繰り返し強調してきました。また、同省は、そうした調査の過程で法令違反の疑いが判明した場合には、任意自主申告（Voluntary Self-Disclosure）を行うことを推奨

---

<sup>1</sup> [Justice Department Declines Prosecution of Private Equity Firm Following Voluntary Disclosure of Sanctions Violations and Related Offenses Committed by Acquired Company | DOJ](#)

<sup>2</sup> 国家安全保障局におけるビジネス組織に対する執行ポリシーは、2024 年 3 月に改訂版が発表されています。

<sup>3</sup> なお、米国司法省が、国家安全保障局におけるビジネス組織に対する執行ポリシーに基づいて不起訴決定を行った事例はこれまでも存します。例えば、同ポリシーに基づく不起訴決定の第 1 号事例（[Ringleader and Company Insider Plead Guilty to Defrauding Biochemical Company and Diverting Products to China Using Falsified Export Documents | DOJ](#)）は、武器輸出管理法（Arms Export Control Act）や輸出管理改革法（Export Control Reform Act）等への違反が疑われたものですが、当該事例は、社内のコンプライアンス担当者が不審な取引の存在を発見したことを契機として、米国司法省へ任意自主申告（Voluntary Self-Disclosure）が行われたものであり、M&A を契機として発見・申告されたものではありません。本不起訴決定は、特に M&A ポリシーに基づいて初めて不起訴決定を行ったところに先例的意義があります。

しています<sup>4</sup>。M&Aポリシー<sup>5</sup>も、そのような方針の一環として国家安全保障局によって設けられたものであり、特に米国の国家安全保障に影響を与える可能性のある犯罪の早期防止と摘発を目的としています。企業は、他の企業を買収する際の前後いずれかのタイミングで実施されたデューデリジェンス（DD）を通じて、買収対象企業が、制裁法、輸出管理規程、その他米国の国家安全保障に影響を与える法令に違反する可能性のある犯罪行為を発見した場合、M&Aポリシーの要件に従って任意自主申告を行うことにより、一定の保護を受ける資格を得ることが可能となります。具体的な要件は、次の通りです。

- ① 他企業を合法（lawful）かつ真正（bona fide）に買収すること。
- ② 買収対象企業が米国の国家安全保障に影響を与える法令に違反する犯罪行為を行った可能性がある場合、国家安全保障局に任意かつ適時に自主申告すること。
- ③ 国家安全保障局の調査に全面的に協力すること。
- ④ 不正行為を適時かつ適切に是正すること。

上記の要件を充たした場合、国家安全保障局は、原則として、買収企業に対して有罪答弁（plea guilty）<sup>6</sup>を求めず、買収企業を起訴しないことが推定されます（不起訴の推定（Presumption of a Declination））。また、買収企業は罰金や資産没収を科されることもありません。さらに、申告された不正行為は、当該買収企業が将来において関与する別の案件において、同局が当該買収企業の再犯歴（recidivism）を評価する際の不利益な要素とはみなされないこととされています。

### 3. M&Aポリシーに基づく第1号不起訴決定事例

ホワイト・ディア社は、2020年9月、主に化学触媒製品の販売を行う Unicat Catalyst Technologies, LLC（以下「ユニキャット社」といいます。）を子会社化するかたちで買収しました。この買収に先立ち、ホワイト・ディア社は、外部弁護士を起用し、ユニキャット社の国際事業に関するデューデリジェンスを実施していました。その過程において、ホワイト・ディア社は、ユニキャット社の制裁法等の違反について知らされておらず、また、同社が米国の制裁法及び輸出管理規程に準拠している旨の表明保証を同社の売主から受けていました。もっとも、後に判明したところによれば、実際には、ユニキャット社とイランのエージェントとの間で締結された過去の販売代理店契約のうち少なくとも1件が、当該デューデリジェンスのプロセス中にホワイト・ディア社に提供されていたにもかかわらず、確認が及ばず見落とされていました。

その後、ホワイト・ディア社は、2021年6月、買収後の統合プロセスにおいて、ユニキャット社の当時の

---

<sup>4</sup> 任意自主申告（Voluntary Self-Disclosure）に関する米国司法省の諸施策については、[危機管理ニューズレター2024年9月30日号（「米国司法省による企業内部告発者に報奨金を支払うパイロット・プログラムの運用開始」）](#)、及び、[危機管理ニューズレター2025年6月30日号（「米国司法省による米国海外腐敗行為防止法（FCPA）の捜査及び執行に関するガイドラインの公表」）](#)等をご参照ください。

<sup>5</sup> ちなみに、「M&Aポリシー（M&A Policy）」という用語は、米国司法省が発表する様々な文書の中で断片的に使用されています。本稿で言及している「M&Aポリシー（M&A Policy）」は、その中でも、国家安全保障局におけるビジネス組織に対する執行ポリシーに含まれるものを限定的に指しています。

<sup>6</sup> 米国の有罪答弁制度の内容やその歴史については、[Abe, H. \(2023\). The Japanese Cooperation Agreement System in Practice: Derived from the U.S. Plea Bargaining System but Different. Global Journal of Comparative Law, 12\(1\), 1-35](#) をご参照ください。

CEO が、同社の従業員を含む他者と共謀して、イランやベネズエラ、シリア、キューバの顧客に対して、不適切に化学触媒の販売を行ったり、その過程で輸出書類や財務記録を偽造・改ざんしたりした可能性を示す証拠を発見し、内部調査を開始しました。その結果、ホワイト・ディア社は、それらの行為が特定の法令に違反する可能性が高いと判断し、2021年7月、国家安全保障局等に対して、任意自主申告を行いました。

当該申告に基づいて同局が調査した結果、最終的に、上記の行為は、国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act）、対敵通商法（Trading with the Enemy Act）、輸出管理改革法（Export Control Reform Act）、及び、その他関連法令に違反するものと判断されています<sup>7</sup>。もっとも、当該申告は M&A ポリシーの要件を全て満たすものと判断され、国家安全保障局は、ホワイト・ディア社らに対し、上記違反行為に関して不起訴を決定しました。当該申告の詳細な内容は明らかにされていないものの、同局が公表したところによると、本不起訴決定における考慮事項は次の通りです。

- **上記要件②**に関して：ホワイト・ディア社らによるユニキャット社の買収完了から当該申告までに約 10 か月を要しているものの、当該期間中の状況（以下参照）の全体を総合的に勘案すると、当該申告は適時に行われたものと評価される。
  - (a) ユニキャット社の買収は、ホワイト・ディア社らが、同社の事業と後に買収する予定であった別の事業との統合を見据えて実施した、2 段階からなる投資戦略の第一段階に位置づけられるものであり、国家安全保障局への申告は、この 2 つ目の事業の買収が完了し、両事業の統合作業が本格的に開始された後わずか 3 か月後に実施された。
  - (b) ホワイト・ディア社らにおける買収後の統合努力は、COVID-19 パンデミックにより大幅に遅延した。
  - (c) ホワイト・ディア社らは、不正行為を知った後、イランとの間で保留中であった取引を直ちにキャンセルすることで、さらなる国家安全保障上の脅威を軽減するための措置を講じた。
  - (d) ホワイト・ディア社らは、買収後の統合プロセス中に不正行為を発見してからわずか 1 か月後、その性質や全容を完全に把握する前の段階であったにもかかわらず、国家安全保障局に対して当該不正行為を迅速に申告した。
- **上記要件③**に関して：ホワイト・ディア社らは、以下を含む積極的な協力を提供し、また、ユニキャット社にも同様の協力を提供させた<sup>8</sup>。
  - (a) 不正行為及びそれに関与した個人に関する、既知の関連事実を全て開示すること。
  - (b) ユニキャット社の従業員及び代理人が米国内外を問わずその個人用電子機器及びメッセージングアカウントに保存している関連記録を、積極的に特定すること。
  - (c) 外国のデータプライバシー法によって課せられた開示制限に従って、外国にある関連記録を積極的かつ合法的に開示すること。
  - (d) 進行中の政府の調査及びその結果としての起訴に引き続き協力することに同意すること。
- **上記要件④**に関して：ホワイト・ディア社らは、不正行為の発見から 1 年以内に、有罪の従業員を解雇し、不正行為に関与した他の従業員を懲戒処分にし、同様の潜在的な不正行為の特定と防止に実効性があることが実証されている、包括的かつ堅固な内部統制及びコンプライアンスプログラムを策

<sup>7</sup> [Declination letter to White Deer Management LLC, et al.](#)

<sup>8</sup> これらの協力の結果、実際、ユニキャット社の当時の CEO の訴追につながっており、当該 CEO は最終的に答弁取引を行っています ([Mani Erfan's plea agreement](#))。

定・実施するなど、不正行為を適時かつ適切に是正した。

#### 4. 本不起訴決定の示唆と留意すべきポイント

本不起訴決定は、M&A ポリシーが実際に機能し得ることを初めて示した事例として、実務上重要な意義を有していると考えます。すなわち、買収企業が、買収対象企業に潜在している不正行為を早期に発見し、速やかに自主的な申告を行った上で、必要な是正措置をとり、当局の調査にも誠実に協力した場合には、不起訴決定を含む大きなメリットを得られることが、本事例で明確に示されました。

本事例を踏まえて実務上留意すべき点は多岐にわたりますが、今後、米国企業の買収を検討・実行する際に特に注意を要するポイントとして、以下の点が挙げられるものと考えます。

- 買収企業としては、買収対象企業における国家安全保障関連法令の遵守状況について、デューデリジェンスをこれまで以上に慎重かつ徹底的に実施すべきである。
  - ✓ もっとも、本不起訴決定はあくまで M&A ポリシーに基づくものであり、その適用対象は国家安全保障局の所管に属する事案に限定されている。したがって、本不起訴決定が言及している対応は、国家安全保障関連の法令違反によるリスク軽減に関しては参考になるものの、他の分野の法令違反に対して本不起訴決定が直接的な先例として参考になるわけではない。すなわち、本不起訴決定の射程には限界がある点に留意を要する。
- 買収完了から任意自主申告に至るまでの期間については、原則としてかなり迅速な対応が求められており、特段の事情（例えば COVID-19 パンデミック等）がない限り、10 か月という期間は一般的に遅すぎると評価される恐れがある<sup>9</sup>。
  - ✓ もっとも、申告の時点で不正行為の性質や全容を完全に把握していることまでは求められておらず、疑わしい情報が把握された段階で速やかに申告を行うことで、当局からの適時性評価において有利に（積極方向に）働く可能性がある。
  - ✓ 実際、本不起訴決定の場合には疑わしい情報が把握されてからわずか 1 か月以内に当局への申告が行われていたことを踏まえると、トリガーレポートは相当程度の迅速性をもって当局に対して行うことが期待されている。
- コンプライアンス・プログラムの改善は、同様の潜在的な不正行為を的確に特定・防止する上で、実際に効果を発揮することが実証されているものである必要がある。単なる形式的・表層的な対応ではなく、実効性を伴う具体的かつ実践的な内容であることが求められる。

---

<sup>9</sup> 例えば、米国司法省が公表している別のマニュアルでは、買収前又は買収後のデューデリジェンスにおいて発覚した不正行為を、取引の完了日から通常 180 日以内に申告することが求められています。[危機管理ニュースレター-2024年9月30日号（「米国司法省による企業内部告発者に報奨金を支払うパイロット・プログラムの運用開始」）](#)ご参照。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要がある場合があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)